

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北名古屋市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

## 評価実施機関名

北名古屋市長

## 公表日

令和5年8月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>・子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)に基づき、子ども・子育て支援を実施するにあたり、必要な範囲で個人情報を収集し、子ども・子育て支援を実施する。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①支給認定申請に係る事務</li><li>②申請情報に基づく、認定書若しくは非該当通知書の作成</li><li>③支給認定申請内容に変更が生じた場合に係る事務</li><li>④支給認定の取り消しに係る事務</li><li>⑤支給認定の内容に係る変更等の確認事務</li><li>⑥放課後児童健全育成事業に関する事務</li><li>⑦その他子ども・子育て支援事業に係る事務で必要な範囲内で利用</li></ul>
③システムの名称	子ども子育て支援システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム、AI-OCR LGWAN-ASPサービス
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援台帳情報ファイル、収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表第1の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号、同法別表第2の116項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部児童課
②所属長の役職名	児童課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北名古屋市役所 福祉部 児童課 481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 問い合わせ先電話番号 0568-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北名古屋市役所 福祉部 児童課 481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 問い合わせ先電話番号 0568-22-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	児童課長	児童課長 宮地 英子	事後	所属長名追加のため
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日	平成29年6月30日	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日	平成29年6月30日	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	子ども子育て支援システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー 電子申請システム	事前	システム追加のため
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号、別表第2の116の項	<情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第2の116項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条-2	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令が施行されたため
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	児童課長 宮地 英子	児童課長	事後	名称変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月14日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更により、追加
令和5年8月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム	子ども子育て支援システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム、AI-OCR LGWAN-ASPサービス	事前	教育・保育給付認定申請及び保育利用申込書をAI-OCRを利用して読み取るため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月18日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第2の116項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条-2	<情報照会> 番号法第19条第8号、同法別表第2の116項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令が改正されたため。
令和5年8月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。